議　第　96　号

静岡地方税滞納整理機構規約の一部変更について

地方自治法第 291条の３第１項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約を次のように定める。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第１号）の一部を次のように変更する。

第４条第４号中「第 442条第５号」を「第 442条第３号」に、「同条第７号」を「同条第５号」に改める。

附　則

この規約は、令和９年６月１日から施行する。

「提案理由」

地方税法の一部改正に伴い、規約中の引用条項を改めるものである。